JForest

第33号

森林組合おわせニュースレター

くみあいだより

令和8年７月発行



（令和8年6月26日撮影）

盛夏の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。
平素は、森林組合おわせに格別のご厚誼をあずかり、御礼申し上げます。

近年、地球温暖化に伴う気候変動や自然災害の激甚化が進む中、森林が持つ「国土保全」や「水源涵養」といった多面的機能への期待はこれまで以上に高まっております。当組合といたしましても、地域の持続可能な林業の発展と、豊かな環境を次世代へ引き継ぐため、計画的な森林整備やスマート林業の導入推進に努めているところです。しかしながら、林業従事者の高齢化や担い手不足、木材価格の低迷など、私たちを取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。このような変革期だからこそ、組合員の皆様との絆をいっそう深め、信頼される組合組織づくりに邁進する所存でございます。

今後も組合員皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



森林組合おわせ職員一同

組合員の皆さまへ

組合員の皆様には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。 今年は、設立３０周年という区切りの良い年になります。平素より組合運営にあたり、組合員の皆様はじめ、行政や各事業体の格別のご理解とご協力の賜物と厚く御礼申し上げる次第です。

世界情勢が混沌とする中、令和７年度は増収増益となりました。令和６年度の繰越事業および今年度の全事業におきまして国や県の補助金が交付され、全事業を計上できたことがその主な要因となりました。一方で、加工部門の売上が計画に届かず、今後の立て直しが必要となりました。今後 建材関係は厳しい状況が続くと見込まれますが、販路拡大に向けた営業活動の強化に加え、小径木・間伐材の活用によって活路を見出していきたいと考えております。

さて、全国的に高齢林化や未植栽地の拡大が進んでおります。将来の森林資源を確保するため、国・県ともに皆伐再造林へと政策の舵を切りました。 当組合でも皆伐跡地の取得を進め、未植栽地の解消と再造林に取り組んでおります。資材、燃料等の値上がりの中、伐採・搬出など森林の活用や手入れの経費削減のためには、林地の集約化が一層不可欠です。

こうした中、中部電力（株）、（株）森林再生システムと当組合の三社で地域の課題解決のため昨年来協議を重ねてまいりました。中部電力㈱が山主となり、取得した山林を三社で設立する森林経営会社により運営管理する方針でまとまりました。

新たに設立する森林経営会社は、主に素材生産を目的に進めてまいりますが、手入れが必要な山林を取得し市場に見合う木材に仕上げることも考えています。組合が進めている伐採跡地への再造林とあわせ資源の確保と林地の集約化を進め、４００年以上続いている尾鷲地域林業を資源的にも継続できるものにしていくという計画です。当面は三社からの出向者で構成し、森林の取得、森林経営計画の策定、施業発注、補助金申請などを担います。将来 伐期に達した森林は伐採し、再造林を行うという循環型の経営を進めてまいります。植林と除伐は主に森林組合、利用間伐、皆伐は民間事業体が施業するという住みわけができればと考えているところです。第３０回の総代会におきまして、森林経営会社への出資が承認されましたので、今後会社設立に向け、行動していきたいと考えております。

今後とも森林組合の活動にご理解およびご協力を賜りますことをお願いしまして挨拶といたします。

令和8年7月

森林組合おわせ　代表理事組合長　松永 忠與

作業員、インターン研修の募集について

森林組合おわせでは、山林作業員を募集しています。募集内容については、ハローワーク求人にて確認できますのでご参照ください。又、林業での就業を考えられている方のために、インターン研修の受け入れを実施しています。インターン研修希望の方は、紀北町地域起こし協力隊　担当坂入まで御連絡ください。
（森林組合おわせ内　0597-32-0275）
※どちらも定員になり次第、募集を締め切りますのでご了承ください。

～～　造林補助申請についてのお知らせ　～～

　年々、造林補助申請に係る要領の追加や変更がされており、組合員の皆様には要領の把握が困難になっている状況と思われます。要領を守っていなかったり、間違った認識をしてしまうと、補助金の申請が受理されません。
　組合と致しましては、多くの方に補助金の受領をしていただきたいと思っております。その為、今後の対応として下記の事項を決めさせていただきます。

造林補助申請をご希望の方は、
作業を行う前に必ず当組合に連絡ください。
（連絡先電話番号 0597-32-0275）

上記の通り、連絡をいただけましたら、今後に必要な作業や書類等の説明や「造林申込書」に記入していただく必要がございますので、その際に改めて説明させていただきます。
上記の事項を守っていただけますと補助申請の処理がスムーズに行えますので、ご理解・ご協力の程、よろしくお願いいたします。

～ 森林組合おわせ 単価表一覧 ～
（組合員様限定）

〇各種事務・各種作業

2026/2/28現在

NO	項目		組合員様単価				備考
1	経営計画作成 （※属人計画の場合）	基本作成料(新規)	¥100,000	+	1筆	¥800	区域計画･林班計画等の場合は別途、見積致します。
		基本作成料(更新)	¥30,000	+	1筆	¥300	
2	事前計画費	基本作成料	¥6,000	+	1筆	¥400	※本人施業の場合 （組合作業の場合は除く）
3	保安林伐採許可申請書 保安林間伐届出書	基本作成料	¥6,000	+	1筆	¥400	※本人施業の場合 （組合作業の場合は除く）
4	測量費	1mあたり	¥48				資材代(測量杭等)、製図作業代含む
5	完成写真	1セット(前･中･後)	¥18,000				※本人施業の場合 （組合作業の場合は除く）
6	ドローン見回り(連携枠)	1mあたり(1回)	¥22				1年に3回以上　見回りする必要有り
7	森林にかかる諸証明 （現況証明）	1筆あたり	¥600				山林を特定できなかった場合、費用は発生しない

所有山林の運用に関するアンケートについて
（山林譲渡等に関する案件も含む）

昨今、後継者問題に起因する山林の今後の運用についての相談が大変増えています。森林組合の運営上、山林の運用、処置の相談は当組合にとっては大変重要な案件であり、地域全体でも大きな課題でもあります。

つきましては、第三者にご自身の山林の運用を希望されている方が現状どの程度いらっしゃるかを調査し今後の資料としてまとめたいと考えています。

山林の後継問題でお困りの方は、別紙アンケート回答に記載願い、森林組合おわせまで郵送願います。（ＦＡＸ及びメール可。）

尚、ご回答いただきましたアンケートにつきましては、個人情報として厳重に保管管理いたします。

（お願い）このアンケートに関する電話での問い合わせにつきましては、一般業務に支障がでますのでご遠慮願います。郵便、電子メール、FAX等でお願いします。

第30回通常総代会について

令和８年６月２６日、東長島公民館にて、第３０回通常総代会を開催致しました。総代定数200名に対し本人出41名、書面決議書113名、合計154名により成立し、全ての議案は承認されました。

第１号議案　令和7年度事業報告については、下記損益計算書の通りとなりました。
第２号議案　令和8年度事業計画の設定についても、下記損益計算書の通り計上しました。
第３号議案　令和8年度借入金の最高限度5億円
第４号議案　令和8年度　1組合員に対する貸付最高限度額は2百万円以内
第５号議案　1組合員に対する債務保証の最高限度額5百万円以内、令和8年度における債務保証の最高限度額は3百万円以内
第６号議案　令和8年度余裕金預け入れ金融機関、百五銀行、三十三銀行、紀北信用金庫、伊勢農業協同組合、ゆうちょ銀行、農林中央金庫
第７号議案　令和8年度役員報酬は理事報酬500万円以内、監事報酬50万円以内
第８号議案　尾鷲市紀北町地域の森林を管理・運営する株式会社を設立するにあたり、金10，000，000円を限度として出資致したい。

令和７年度損益計算書（実績）　（単位：千円）

科　目	小　計	合　計
Ⅰ 事業総損益		
1 事業総収益	581,677	
2 事業総費用	441,580	
事業総利益		140,097
Ⅱ 事業損益		
1 事業管理費	114,058	
事業利益		26,039
Ⅲ 経営損益		
1 事業外収益	2,420	
2 事業外費用	913	
事業外損益		1,507
経常利益		27,546
Ⅳ 特別損益		
1 特別利益	10,524	
2 特別損失	6,325	
特別損益		4,199
税引前当期利益		31,745
法人税・住民税及び事業税		7,214
当期剰余金		24,531
前期繰越剰余金		20,990
Ⅴ 当期未処分剰余金		45,521

令和８年度損益計算書（計画）　（単位：千円）

科　目	小　計	合　計
Ⅰ 事業総損益		
1 事業総収益	472,000	
2 事業総費用	345,000	
事業総利益		127,000
Ⅱ 事業損益		
1 事業管理費	117,000	
事業利益		10,000
Ⅲ 経営損益		
1 事業外収益	1,100	
2 事業外費用	540	
事業外損益		560
経常利益		10,560
Ⅳ 特別損益		
1 特別利益	8,000	
2 特別損失	7,200	
特別損益		800
税引前当期利益		11,360
法人税・住民税及び事業税		2,860
当期剰余金		8,500
前期繰越剰余金		20,500
Ⅴ 当期未処分剰余金		29,000

組合員数、役員数、職員数

組合員数	
正組合員	797名
准組合員	16名
合計	813名

役員数	
理事	10名
監事	3名
合計	13名

職員	
参事	1名
一般職員	11名
嘱託職員	1名
現業職員	15名
合計	28名

（令和8年3月31日現在）

紀北町農林水産課からのお願い

紀北町との貸付林地契約（年山契約）を締結されている方に連絡します。貸付林地の伐採を計画する際には、必ず下記の連絡先まで、ご一報下さい。なお伐採に当たっては、森林法の届出等が必要となりますので、ご注意ください。
また契約期間、契約者の変更等についても、お手続きが必要となりますので、今一度ご確認いただきますよう、よろしくお願い致します。

(連絡先）紀北町役場　本庁　農林水産課 0597-46-3116
海山総合支所　産業建設室 0597-32-3903

三重県　尾鷲農林水産事務所からのお知らせ

・森林の所有者が変われば、市町に届け出が必要です。
売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、届出をしなければなりません。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出をしている方は対象外です。尚、届出が必要な森林は、県が作成する地域森林計画の対象となっている森林です。登記上の地目によらず、取得した土地が森林の状態となっているときには届出の対象となる可能性がありますのでご注意ください。

・森林を伐採するときは、市町に届け出が必要です。
① 立木を伐採するときは、事前に「伐採及び伐採後の造林の届出」
② 伐採が完了したときは「伐採に係る森林の状況報告」
③ 造林が完了したときは「伐採後の造林に係る森林の状況報告」を提出することが森林法で義務づけられています。

三重県水源地域の保全に関する条例
尾鷲市、紀北町の森林はほぼ全域指定されています。水源地域としての森林を将来にわたって保全するため、水源地域内の土地の売買契約等を締結しようとするときは、現在の森林所有者が30日前までに県に届出をしていただく必要があります。

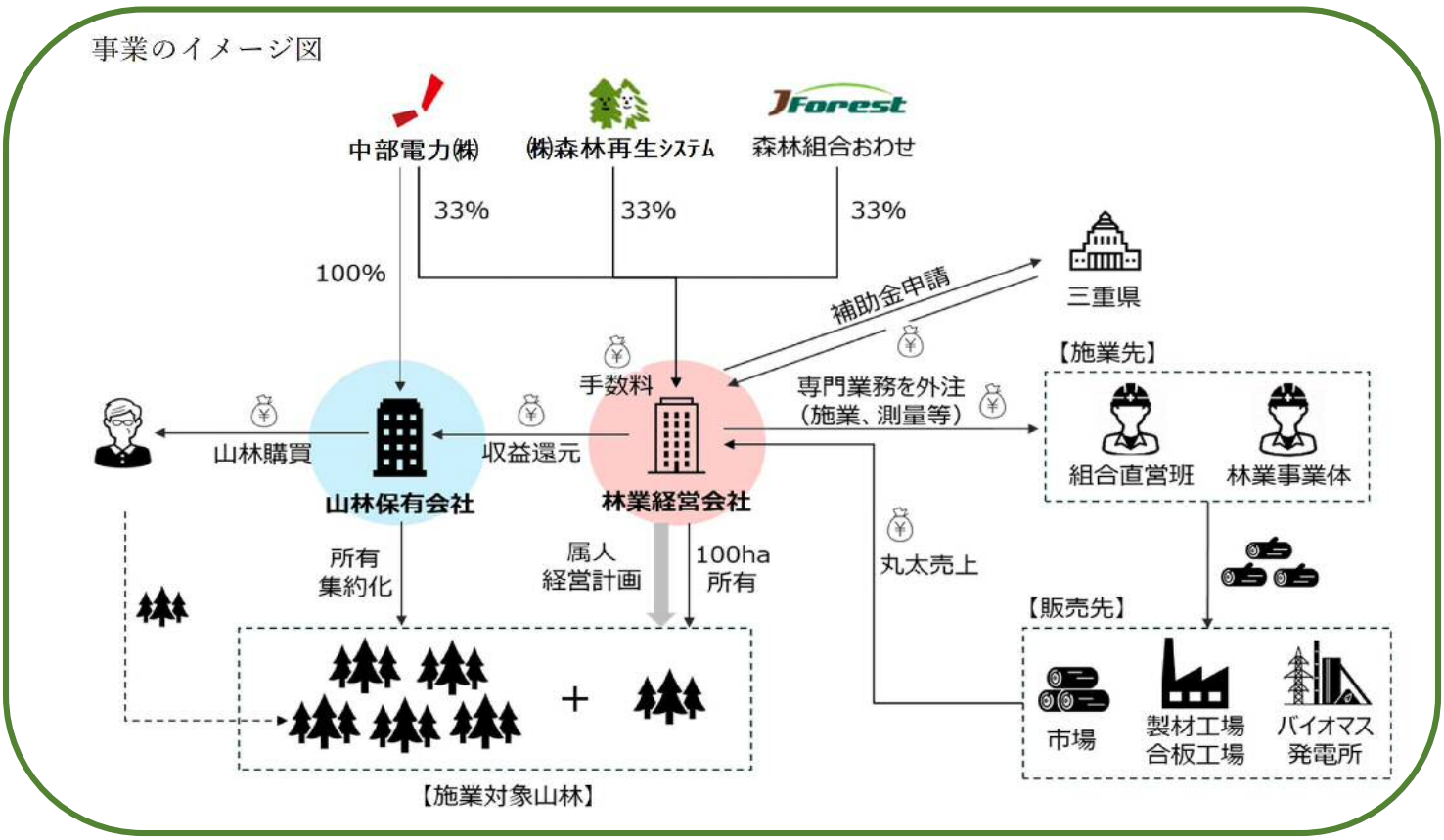
保安林って知ってますか？
森林は、木材生産の場としての役割だけでなく、雨水を貯えて少しずつ供給してくれる『水源かん養としての役割』、『洪水や土石流などの発生を防ぐ災害防備の役割』、『私たちの暮らしに潤いや安らぎを与える保健休養地としての役割』などの様々な機能を持っています。森林を森林として維持し、森林の持つこれらの機能を保ち、さらにその効果を発揮するため、保安林には一定の制限（立木伐採の制限や植栽の義務など）が課せられる一方、所有者等には免税等の優遇措置がとられます。保安林において、立木の伐採や土地の形質の変更等を行う場合は、県知事の許可や事前届出が必要となります。

※詳しくは、お住いの市町や三重県のHPをご覧ください。

このお知らせに関する問い合わせ先
尾鷲農林水産事務所　森林・林業室　林業振興課
TEL:0597-23-3504　　メール：onorin@pref.mie.lg.jp

尾鷲、紀北町における山林施業会社の設立について

森林組合おわせ・中部電力㈱・㈱森林再生システムの３社で構成する森林経営会社で本管内の山林（尾鷲市及び紀北町）を集約化し、施業の効率化を図り持続性のある森林経営を目指す取組みが始まります。これにより、山林の後継者問題や放置山林の解消につながればと考えています。



山林相談会の開催について

例年、地区相談会を開催しておりましたが、各地での開催ですと、開催時間や山林の具体的な資料やデータ持ち出しなどに制限がでてきます。そこで今年度は森林組合おわせ事務所にて開催し、インターネット環境のもと山林データを活用し相談等に対応したく存じます。是非、ご利用ください。

山林相談会/開催日時）

①令和８年８月１０日（月）14時～17時
②　　〃　　１２日（水）14時～17時
③　　〃　　１３日（木）14時～17時

会場）森林組合おわせ本所

※事前申込み書を同封しますので、記載の上、森林組合おわせ本所まで郵便/FAX/メールにて申込みして下さい。

森林組合おわせ
本部）
郵便番号519-3408
三重県北牟婁郡紀北町便ノ山200
TEL0597-32-0275　FAX0597-33-0028
E-mail: forest@owase.or.jp

円柱加工場）
郵便番号519-3405
三重県北牟婁郡紀北町船津2655
TEL0597-35-0877　FAX0597-35-0890